

嘉麻市立織田廣喜美術館等

指定管理者選定基準

嘉麻市教育委員会 生涯学習課文化推進係

嘉麻市立織田廣喜美術館等の指定管理者選定基準

1 総則

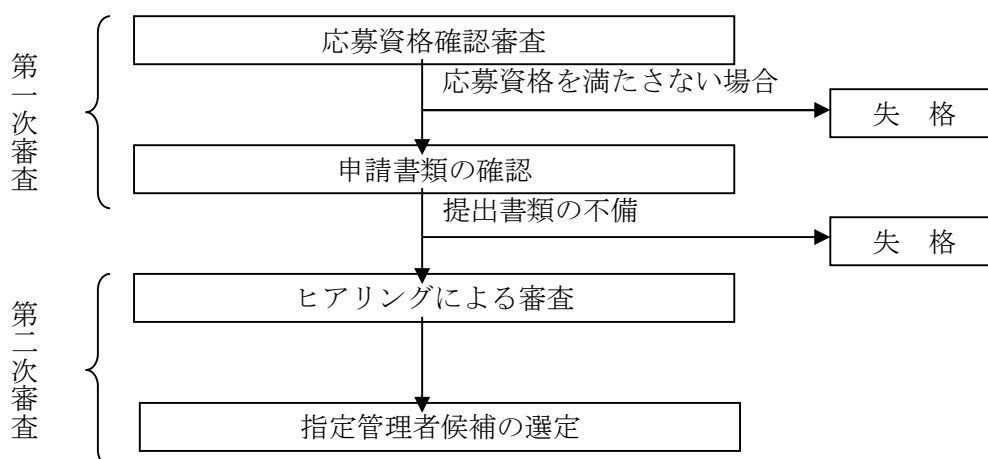
嘉麻市立織田廣喜美術館等の指定管理者は、施設の管理運営を全般的に行うことから、申請者からの提案内容を総合的に評価する。

指定管理者の候補の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保する観点から、嘉麻市公の施設指定管理者審査委員会において行う。

2 指定管理者候補の選定手順

(1) 指定管理者候補選定までの審査手順

指定管理者候補選定までの審査手順は、下記フローに示すとおりとする。



(2) 第一次審査（施設管理担当課）

① 応募資格審査

申請者から提出される書類をもとに、嘉麻市立織田廣喜美術館等指定管理者募集要項に示す応募者資格との照合を行い、応募者資格を確認できない場合は失格とする。

② 申請書類の確認

申請者に求めた申請に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備の場合は失格とする。

(3) 第二次審査（公の施設指定者審査委員会）

① ヒアリング（プレゼンテーション）の実施

一次審査通過者を対象にヒアリングを行う。

ヒアリングについては、原則として、申請者が提案の内容説明を30分以内行いその後、審査委員からの質疑を20分以内実施する。

審査委員会では、ヒアリングによる内容及び申請書類等を総合的に判断したうえで別表に示す審査項目ごとに得点を付与する形式で採点を行い、得点が最も高い申請者を指定管理者候補として選定する。

なお、選定された指定管理者候補が辞退等をした場合は、得点が次に高い申請者を指定管理者候補として選定し、その者が辞退等をした場合は以下同じとする。

また、集計した点数の平均値が90点未満の場合、その業者が最高点数であっても指定管理候補として決定しないものとする。

3 審査の内容

(1) 審査における項目別配点

| 審査項目(大項目別) | | 配点 (満点) |
|------------|--|------------|
| ① | 事業計画の内容が、施設利用者の平等な利用を確保できるものであるか | 35点 |
| ② | これまで、公立美術館や類似施設を指定管理者として管理運営を行った実績があるか | 10点 |
| ③ | 事業計画の内容が施設の適切な維持管理を行うことができ、施設の効用を最大限に発揮できるものであるか | 10点 |
| ④ | 利用者のサービス向上を図られるものであるか | 30点 |
| ⑤ | 事業計画の内容が、管理に係る経費の縮減を図られるものであるか | 15点 |
| ⑥ | 事業計画に沿った管理運営を安定的に行っていくために必要な人的基盤を有しているか | 10点 |
| ⑦ | 事業計画に沿った管理運営を安定的に行っていくために必要な財政的基盤を有しているか | 15点 |
| ⑧ | 利用者の声が反映される運営管理が行われるか | 10点 |
| ⑨ | 安全管理及び個人情報保護等の対策を講じているか | 15点 |
| 合 計 | | 150点 |

(2) 審査の得点方法

審査項目の詳細については、別表に示すとおりとする。なお、採点は下記に示す基準により評価するものとする。

(採点表)

- 優れている・・・5点
- やや優れている・・・4点
- 普通(基準点)・・・3点
- やや劣っている・・・2点
- 劣っている・・・1点

※ 配点が10点の審査項目については、採点を2倍にして評価するものとする。

選 定 基 準 表

| 選 定 基 準 | 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配 点 | 配 点 計 |
|---|-----------------------------|--|-------------------|-------|
| ① 事業計画の内容が、施設利用者の平等な利用を確保できるものであること | 1. 施設の設置目的と管理方針 | 1. 公の施設としての設置目的を理解しているか | 5 | 35 |
| | | 2. 公募の趣旨、基本目標及び期待する管理運営が理解され、申請目的や管理運営方針が合致するか | 5 | |
| | | 3. 施設の現状に対する考え方及び将来的展望 | 5 | |
| | 2. 利用者の施設の公平、平等な利用の確保 | 1. 事業の量と質、内容が特定の事業に偏らずバランスが取れているか | 10 | |
| | | 2. 利用者の立場にたったサービス向上及び管理運営努力が取られているか | 10 | |
| ② これまで、公立美術館や類似施設を指定管理者として管理運営を行った実績があること | 1. 公立美術館や類似施設の管理運営の実績 | 1. 良好な管理運営の実績はあるか | 5 | 10 |
| | | 2. 当館と同規模及びそれ以上の美術館の管理運営の実績はあるか | 5 | |
| ③ 事業計画の内容が施設の適切な維持管理を行うことができ、施設の効用を最大限に発揮できるものであること | 1. 施設の維持管理の適格性 | 1. 関係する法律、条件等に基づく施設の管理基準の遵守が見込まれるか | 5 | 10 |
| | | 2. 各設備の保守点検計画は適切であるか | 5 | |
| ④ 利用者のサービス向上を図られるものであること | 1. 利用者増加及びサービス向上を図られるものであるか | 1. 施設の設置目的に沿った利用促進の方策が具現化されているか | 10 | 30 |
| | | 2. 年間の広報周知計画が適切であるか | 10 | |
| | | 3. 学校、地域、関係団体、他施設等との連携が図られているか | 10 | |
| ⑤ 事業計画の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであること | 1. 施設の管理運営に係る経費の効率化 | 1. 管理運営費の縮減策及び効果が適切に提案されているか 提案価格は適切か | 5 | 15 |
| | | 2. 収支計画の内容は妥当か | 1. 収入、支出の積算根拠は明確か | |
| | | | 2. 収支計画の実現可能性はあるか | |

| | | | | |
|--|------------------------|--|---|-----|
| ⑥事業計画に沿った管理運営を安定的に行っていくために必要な人的基盤を有していること | 1. 安定的な運営が可能となる人員確保 | 1. 専門技能を有する人員等、人員配置は適正で、責任体制や組織体制は適切か | 5 | 10 |
| | | 2. 指導育成、研修体制は確保され実施可能か | 5 | |
| ⑦事業計画に沿った管理運営を安定的に行っていくために必要な財政的基盤を有していること | 1. 安定的な運営が可能となる財政基盤の確保 | 1. 安定した経営がなされているか | 5 | 15 |
| | | 2. 長期安定的な管理運営を行っていくための運営資金、財政基盤を有しているか | 5 | |
| | | 3. 事業計画と収支計画は適正か | 5 | |
| ⑧利用者の声が反映される運営管理が行われること | 1. 利用者等への要望の対応 | 1. 利用者の要望を把握し、具現化できるか | 5 | 10 |
| | | 2. 利用者とのトラブル未然防止と対処方法及び苦情処理の対処方法は適切か | 5 | |
| ⑨安全管理及び個人情報保護等の対策を講じること | 1. 安全対策、危機管理 | 1. 施設の安全、安心面から通常時、緊急時の管理運営の具体的な安全対策、危機管理体制は適切か | 5 | 15 |
| | | 2. 防犯、事故、防災対策、危機管理体制は適切か | 5 | |
| | 2. 個人情報保護と情報公開 | 1. 情報管理の方法について適切な措置が講じられているか | 5 | |
| | | | | 150 |